

# エコの すすめ



弟子屈町では、ごみの不法投棄やポイ捨てから自然環境を守り引き継いでいくため、「自然の番人宣言」を行っています。



## 春の二斉清掃が始まります!

### ごみ処理手数料『無料』・ごみ袋の配布を実施!

地域の清掃活動や道路などの公共の場所をボランティアで清掃して出たごみは、無料で処分することができます。また、清掃活動に必要なごみ袋の配布も行っています。

#### ★事前に申請の手続きが必要になります★

- ・申請対象／自治会・ボランティアで清掃を行う団体・企業
- ・申請時期／随時
- ・申請方法／役場環境生活課窓口・川湯支所窓口までお越しください。
- ・ごみ袋の配布／必要な枚数を配布しますので申請時にお知らせください。
- 詳しくは、役場環境生活課環境係までお問い合わせください。

**不法投棄は犯罪です! 法律により、5年以下の懲役または1,000万以下の罰金が科せられます!**

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

### 清掃活動の際などぜひ ご利用を!

5～6月の間、美留和处理場は、**第1・第5日曜日**も開場しています!

#### ◆営業時間

- 平日 月曜～金曜(祝祭日含む)  
午前9時～午後4時まで
- 土曜、第2・4日曜日  
※5月～6月は第1・第5の日曜日  
午前9時～正午まで

5～6月の日曜日については、昨年と開場日が異なりますのでご注意ください!

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援

# 「子育て応援がんばろう支援金」を支給します

支給対象 令和3年4月1日現在(基準日)、弟子屈町に住民登録のある方

- 1 児童手当受給者  
(1)当町から児童手当を受給している世帯  
(2)公務員  
(3)単身赴任世帯で子とその監護者が当町に居住
- 2 学校教育法に定める高校や大学などに在学中の子を扶養する世帯
- 3 令和3年4月1日以降、令和3年度内に新生児を出産した世帯(出生届出時に確認)  
※基準日以前に世帯全員が転出し、その後扶養者のみが再転入している場合は支給対象外です。

例) 転勤などで過去に5年程度家族で弟子屈町に在住し転出後、世帯主のみ単身赴任で再転入した場合

支給額 上記1および3→20,000円 上記2→30,000円(一人当たり)

申請方法等  
・上記1(1)、3は、手続き不要です。  
※上記1(1)で支給を辞退する場合は、4月9日(金)までに申請してください。  
・上記1(2)、(3)および2に該当する場合は、6月30日(木)までに申請してください。

添付書類 支給を希望する場合

- ア 申請者の銀行など口座が記載された通帳の写し
- イ 子の学生証、生徒手帳の写し(高校生以上のお子さんのみ)
- ウ 扶養が確認できる子の保険証などの写し

申請書  
ア 役場健康こども課窓口と川湯支所に設置  
イ 4月1日以降に新聞折り込みチラシで配布 ※併せて各学校および保育施設から配布  
ウ 町公式ホームページに掲載(PDF形式によりダウンロードできます)

(支給対象外の例)

平成27年にA男(父)、B子(母)、C朗(子)の3人が弟子屈町に転入。

平成30年に3人とも町外へ転出。

令和2年にA男のみ弟子屈町に再転入。

支給対象外



問い合わせ先／役場健康こども課子ども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)  
役場川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3 (直通)

# 犬や猫の飼い方についてのお願い

近年、飼い犬・飼い猫の放し飼いや、フンの放置による苦情が増えています。飼い主としてのマナーを守り、正しく飼育しましょう。

#### ●犬を飼っている方

- ・飼い犬には生涯一度の登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。動物病院などで予防接種をした場合は、必ず役場環境生活課まで届け出てください。
- ・犬を登録した際に交付される鑑札を首輪につけましょう。
- ・散歩に連れていくときは必ずリードを付け、フンは放置せずに必ず持ち帰りましょう。
- ・飼い犬が亡くなった時は役場環境生活課までご連絡ください。引っ越しをした時は転出先の役場まで届け出てください。



#### ●猫を飼っている方

- ・猫を放し飼いにすると近所トラブルにつながる場合がありますので、室内で飼育しましょう。
- ・猫には名札付きの首輪などを付けて世話をしていることを明らかにしましょう。

#### ●野良猫との接し方について

野良猫に餌付けをしないでください。野良猫に餌を与えている人は飼い主とみなされ、責任を問われる場合があります。

「かわいそうだから」と餌付けを続けると、結果として不幸な猫を増やすことになります。飼い主としての責任が持てないのであれば、無責任な餌付けは行わないでください。

問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

令和  
3年度

# 『弟子屈町民間賃貸住宅建設等促進事業助成制度』事業者を募集します

町内に民間賃貸住宅などを建設、リフォームなどを行う方に対して、建設費用の一部を助成します。この制度は、多様なニーズに対応した良質な賃貸住宅などの建設を促進し、町民の皆さんの住環境の向上や移住・定住の促進を図るために実施する制度です。



#### ●「民間賃貸住宅等」とは

賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する住宅、従業員宿舎で町内に居住する個人または町内に事業所を置く法人が、個人または法人が雇用する従業員との契約に基づいて入居するため所有する住宅です。

◇申請受付期間／7月30日(金)まで

◇助成額／住戸専用面積1平方メートルあたりの助成金の額は2万円

- ・1戸あたりの限度額100万円
- ・1棟あたりの限度額1,000万円
- ・建設に伴う既存建築物の解体は工事請負契約額の50%以内(限度額100万円)
- ・リフォームは1戸あたり事業対象経費の10%以内(限度額20万円)

※申請が予算額に達した段階で募集を終了します。

#### ●弟子屈町住宅建設促進事業の対象事業拡充します

内容／住宅(戸建)を新築する場合に既存建築物を解体する工事費にも助成します。

助成額／解体費用の1/2以内で上限50万円です。

詳細は町公式ホームページをご覧ください。役場建設課建築係までお問い合わせください。



問い合わせ先／役場建設課建築係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)